

(議長)

日程第4、一般質問を行います。

今定例会の一般質問は、お手元に配布のとおり8名の議員から通告がありました。

通告順に従って、順次、これを許可致します。

まず、飯田議員の発言を許可致します。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

えーおはようございます。 (「おはようございます」の声)

えー私からは、3項目につきまして、質問させて頂きます。

まず、はじめは、ヒグマの捕獲駆除対策についてであります。

本件につきましては、私、質問通告を提出しましたのが、えー先月の27日でございます。その間、約2週間、駆除を含めまして、大変事態が大きく変わっております。その辺、多少こう、質問、ちぐはぐな部分もありますけれども、ご理解頂ければと思います。

えーそれでは入ります、質問に。

町内では、春以降、連日のように人里にヒグマが出没し、スイカやトウモロコシなど食い荒らされ、既に50件以上の通報があり、特に8月に入ってからは、連日のように頻発しております。

えー町民に人身被害の危険性があり、緊急銃猟を定めた改正鳥獣保護管理法が9月1日に施行となり、安全面を含めて、4つの案件を満たした場合、町長の判断でハンターに委託し、発砲、市街地で発砲することが認められることとなりました。

まず1問目でございます。えー現在、どのような対策を取っているのか、併せて、今後は銃猟等積極的な駆除対策を進める、進めるべきと考えますが、えー答弁をお願い致します。

えー2点目であります。今年度、町内に出没したり、痕跡が認められたヒグマの個体数と捕獲数は何頭ぐらいになるか伺います。

えー3問目であります。えー今後のハンター出動に備え、緊急銃猟訓練を実施したり、安全面や処遇を整えるべきと考えますが、答弁を求めます。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員からの1問目、ヒグマ捕獲駆除対策についてのご質問にお答えを致します。

飯田議員のご質問の通り、今年の春以降、町内におけるヒグマの目撃情報が寄せられ、特に8月に入ってからは、民家に隣接する家庭菜園の食害が相次ぎ発生したことから、北海道は8月12日付で、江差町一円を対象にヒグマ注意報を発出したところでございます。

近年、全国的にもヒグマ等の危険鳥獣が人の生活圏へ侵入するケースが増えており、より予防的かつ迅速に対処することが求められることから、鳥獣保護管理法の一部が改正され、9月1日からは、地域住民の安全確保のための措置を十分に講じた上で、人の日常生活圏での緊急銃猟を市町村の判断で捕獲者に委託し、実施することが出来る事になったものでございます。

ただし、改正鳥獣保護管理法で定める緊急銃猟を行うためには、4つの条件を全て満たす必要があり、その条件とは、1、危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入または侵入する恐れが大きいこと。

2、当該危険鳥獣による人の生命または身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講じる、講ずる必要があるとき。

3、銃猟以外の方法によっては、的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等をすることが困難であること。

4、銃猟によって人に弾丸の到達する恐れ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼす恐れがないとき。以上の4点が緊急銃猟を行える必須条件となります。

飯田議員からは3点についてご質問がございました。

まず1点目の、現在、町が行っている対策と今後における駆除対策に関するご質問でございます。

これまで町では、町民の皆さん的安全を最優先とし、まずは防除対策として、町民に対する家庭菜園のスイカ、トウモロコシ等の早期収穫を求めるチラシの配布や、LINE、吹鳴装置での注意喚起を行うとともに、江差町鳥獣被害対策実施隊員の他、上ノ国町の実施隊員のご協力も頂き、江差警察署や檜山振興局等の関係機関と緊密な連携のもと、巡回パトロールの強化、ヒグマの市街地への侵入抑止のための電気柵設置、捕獲に向けた箱ワナ設置等の対策を適宜進めてきたところでございます。

現在、緊急銃猟に係る対応マニュアル作成に向けて、必要な情報の収集を進めているところであり、併せて緊急銃猟や夜間での対応に必要な備品等を確保するため、今回補正予算のご提案をさせて頂いているところでございます。

次に、今後は、銃猟等による積極的な駆除対策を進めるべきとのご質問でございますが、今回改正となりました、鳥獣保護管理法はその名が示す通り、法の目的そのものが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図ることを目的とし、目的としていることか

ら、鳥獣保護管理法による緊急銃猟が可能な条件として、まず人の日常生活圏であって、安全確保が可能な場所であることが大前提となります。

よって市街地等でクマが出没した場合、周囲の安全確保が確認できる状況に至るまでには、通行規制や住民周知などを含め、相当な人員体制と時間を要することが想定されるなど課題も多いのが現状でございます。

そのため、まずは市街地への出没を防ぐため、引き続き官民一体での防除対策の徹底を図ることが重要となります。

また、万が一、市街地に出没した場合においては、引き続き、警察官職務執行法による危害防止措置を図るなど、状況に応じた対応を検討して参りたいと考えておりますので、ご理解願います。

2点目、今年度、町内への出没や痕跡が見られたヒグマの個体数と捕獲数に関するご質問でございます。

飯田議員もご承知の通り、今年に入り町内の広範囲に渡って出没の報告がされておりますが、ヒグマの行動範囲が広範囲に渡るため、正確な個体数の把握には至っていないのが現状であります。

また、人の生活圏に出没した痕跡のある個体の捕獲数につきましては、9月9日時点での数値として、実施隊員の懸命な活動により、8月29日に砂川地区で捕獲した1頭と、9月4日に田沢地区で1頭、9月6日に鰐川地区で1頭、9月9日には桧岱地区で1頭捕獲した他、鰐川地区の人の生活圏ではない山奥で捕獲した1頭を合わせますと、今年に入り5頭の捕獲実績となります。

なお、砂川で捕獲したヒグマのDNA鑑定を依頼した結果、8月に橋本地区、南浜地区、砂川地区、上ノ国町北村地区に出没していたヒグマと同一個体であることが、9月3日に判明したところであり、田沢地区で捕獲した個体につきましても、現在DNA鑑定を進めているところでございます。

また、依然として、町内各地で目撃情報があることから、少なくとも駆除された個体以外にも生息していることになりますので、引き続き捕獲駆除に向け全力で取り組んで参りたいと考えております。

えー最後に、今後の実施隊の出動に備え、緊急銃猟訓練の実施と安全面と処遇改善に関するご質問がございました。

緊急銃猟訓練につきましては、檜山振興局が主催した檜山管内ヒグマ市街地出没対応演習が、去る8月27日に開催され、檜山振興局や関係自治体の他、各町の猟友会、江差警察署、江差消防署などの職員が一堂に会し、緊急銃猟訓練を実施したところでございます。

今後は、各自治体で緊急銃猟対応マニュアル等が整備されれば、個別での訓練等の実施も検討して行く事となります。

また、実施隊員の安全面や処遇改善に関しましては、この度のヒグマ注意報の発出以降における実施隊員の皆さんの献身的な活動とご苦労を改めて認識させられた部分も多々ありますので、更なる安全面の確保と処遇改善に向け、前向きに対応して参りたいと考えて

おりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。ありがとうございます。それでは、再質問致します。

えー最近、昨日までに、ま、市街地で4頭、5頭ですか。箱ワナによりまして、えー捕獲されました。本当にあのー、関係職員の皆さん、鳥獣実施隊員の皆さん初め、関係の方々の日常に伴うご苦労には感謝申し上げたいと思います。

実際問題、今、町長の答弁ありましたように、市街地での緊急銃猟ちゅうのは、私やっぱり、この江差の町に今までの出動の状況を見ましても、ほぼほぼ安全性はなかなか確保するのは難しい、相当ハードルが高いというふうに思っております。

やはり、箱ワナ等が、あー中心になろうと思いませんけれども、ただ、これから秋に向かいまして、山菜採りやキノコ狩り等で町民の皆さん、結構山に入るケースが増えて来るわけなんですよ。こういうことを想定した場合どのように対処するのか、むしろ、こういう山間部での出没情報こそが、緊急銃猟の対象になるというふうに考えますが、この点についてお答え頂ければと思います。

それと併せまして、ただいま町長の方からもハンターの方々の処遇の改善についても答弁を頂きました。その通りでございます。昨日、道議会の方でも、そういうようなハンターに対する処遇、保険等を含めましても、手厚い保護するような、あー交付金、補助金の制度も創設の見込みでありますんで、それにつきましては、ハンターの方々が安心して、その出動出来るような体制をとるように今後、考えるべきと思います。

改めてこの点についても答弁を願いたいと思います。

「産業振興課長」

産業振興課長。

(議長)

産業振興課長。

「産業振興課長」

えー飯田議員の再質問にお答えさせて頂きます。

えーまず、えー2項目ありましたが、まず、最初の、えーこれから、あのー山菜取りとかで、えー山に入るケースが増えてくるが、箱ワナの設置も含めてどういう対応をしていくかと言う事ですが、えー当然これから秋になってくるとですね、あのークマのヒグマの方もですね、山の方に向かって行く事になります。えーそういった部分も含めてですね、えーハンターの皆さんとですね、巡回を進めながら、痕跡などを確認しながら、適正な場

所に箱ワナを設置して行き対応して参りたいと考えていますんで、ご理解願いたいと思います。

えー2点目の、あの一処遇面の改善の部分のご質問でございましたが、こちらにつきましても先ほど町長のご答弁にもありました通り、えーこれまでの、えー献身的な活動を目の当たりにしてきておりますんで、えー処遇、新たな処遇の改善に向けてですね、あの一積極的な対応を検討して行きたいと思いますのでご理解願いたいと思います。

「飯田議員」

議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。再々質問であります。

ただいま答弁を頂きましたように、ま、江差町では、ま、4頭、5頭捕獲をされました。えー上ノ国、厚沢部の方も私、色々調べてみましたけれども、ま、例年20頭から30頭前後、捕獲駆除をしているという情報を得ました。どこの町もあまりこういうような捕獲の情報は外部に出したくない、そういう私は感じました。

と申しますのも、やはりこういう手法をですね、捕獲、そしてあの駆除すると言う事は、動物保護団体からすると、大変こう反対意見や苦情が自治体に寄せられる。福島で、ああ言うような事故もありましたけれども、それでもやっぱり、他町からそういう保護団体から苦情や意見が殺到すると言う事であります。

私は江差町としてですね、これも、あの一、全員協議会でも質問致しました。本会議ですから、はっきり町長の方から、やっぱり、町民の安全を第、最優先してクマを駆除するということ、そして、やっぱりそういう鳥獣捕獲隊員の方々に寄り添う姿勢をはっきりと示して頂きたいというふうに考えます。答弁をお願い致します。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

えー飯田議員から再々質問と言う事で、ヒグマ対応に関する私の考え方を問われているのかなというふうに思います。

えーこの間、8月12日にヒグマ注意報が北海道から発令され、市街地にヒグマが出没

する状況が続いて参りました。

私が一番大事にしてきたのは、町民の生命、身体に影響が及ぶことがないよう、最善の最大の対応をしていかなければならぬ、そのことを職員の皆さん、そしてハンターの皆さんとしっかりと意思疎通を図りながら対応して来て、江差警察署や或いは檜山振興局のお力添えも頂きながら、この間、対応させて頂いてきたところでございます。

このヒグマが市街地に出没する状況を考えますと、我々は、私は、地方自治体の長として、地方公共団体の長として、やるべきことは、人の、への被害を出さないこと、それに対して最大限やっていかなきやいけないなと思っています。思ってやって参りました。

この間、駆除もさせて頂き、その都度、公表もLINEなどを通じて、住民の皆さんにはお知らせきたして来たところでございます。

飯田議員ご指摘の通り、動物愛護団体の皆様からもご意見があるというふうには認識しておりますけれども、私は住民の皆さんの生命、身体を守ること、そして安心、安全を住民の皆さんに提供すること、それが地方自治の自治体の役割だというふうに認識しております。

そのためには、必要な情報はしっかりと住民の皆さんにお知らせしなきやいけないし、のために注意喚起もしていかなきやいけない、第一義的には私の責任として、住民の皆さんに必要な対応、必要な情報をしっかりと提供することだというふうに思ってやって参りました。

また、愛護団体の皆さんなど、町外の皆さんのご意見もあるというふうに認識しておりますが、その点に関しましては、職員の負担にならないよう、メールでのお問い合わせということを徹底し、住民、職員の負担にならないような対策をしてきたところでございます。

幸いにもですね、多く苦情が寄せられるというような状況はありませんでしたので、引き続きですね、こういう体制をとりながら、ただ、今後ですね、ヒグマ注意報が解除された後の対応としては、あ一今のような市街地に出て来ていないという状況から、あ一逐一、住民の皆さんに駆除の情報を流すということは、あ一慎重に考えていく必要があるのかなというふうに思っています。

いずれに致しましても、しっかりと、ハンターさんの今回、ま、あ一ヒグマ注意報発令中の対応などを見てもですね、本当に頭が下がる思いで、ご協力があつたからこそ、今のこの状況が築けているのかなというふうに思います。今まだ、緊急事態、注意報が発令されている事態ですから、まずはこれをしっかりと収束させることに全力を尽くして参ります。

また、来年度以降、ヒグマが市街地に来ない対策をしっかりと冬にかけて、我々は対策を練って、そして、春から実行出来るように、え一その準備をして行かなければならぬなと思っています。

そのためには、国、道の支援を頂きながら、地方自治体の負担が少しでも軽減されるように、働きかけを檜山、北海道町村会などを通じてやって行きたいなというふうに思っています。

いずれに致しましても、町民の皆さん的身体と生命に影響が危害が及ぶことがないよう、最善を今後も尽くして参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員、2問目お願い致します。

「飯田議員」

はい、議長。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。それでは2点目に入ります。

え一道の駅仮称かもめ島子供遊戯施設についてであります。

このことにつきましては、町長は基本構想の段階から親子連れにとりまして、道南エリア満足度No. 1の道の駅を目指し、天候などを気にすることなく、子育て世代が交流し、憩う場とすべく、子供の遊び場を中心に捉えつつ、大人のニーズをも捉えた施設とするなどをコンセプトに進めて、子供の遊戯施設は新たな道の駅の集客の核となる機能であると主張して参りました。

まず1点目であります。え一基本設計をもとに、要求水準書が業者に出されまして、え一子供遊戯施設の床面積は546m²、およそその数字であります、示されました。それに対して、え一事業者から提出された企画提案書では、240m²と約半分以下に削減されており、町長のこれまでの主張や町の基本的なコンセプトから外れるものであり、特に子育て世代からは、これまでにない全天候型大型遊具施設で町民無料は期待も大きく、是非とも実現するよう業者と、事業者と再協議すべきと考えますが、町長の答弁を求めたいと思います。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

飯田議員の2問目。道の駅仮称かもめ島子供遊戯施設についてのご質問にお答えを致します。

新しく道の駅に設置する子供遊戯施設の面積が、基本設計の段階よりも狭くなっている

こと。また、事業者からの企画提案の内容が、これまで拠点施設整備基本構想や基本計画などで掲げているコンセプトと乖離しているのではないか、事業者側との再協議が必要ではないかという趣旨のご質問でございます。

子供遊戯施設の面積につきましては、基本計画で 600 m²、基本設計では 546 m²。今回の事業者からの提案では、キッズトイレや授乳室などを含め、238.48 m²となっております。要求水準書では、子供遊戯施設についての面積要件を定めているわけではございませんが、子育て世代にとって満足度の高い施設であること、親子連れにとって道南エリア満足度No.1の道の駅を目指すという施設整備のコンセプトを踏まえた提案を求めております。

町と致しましては、事業者からの提案書では、子供遊戯施設については、一定程度の面積の確保がなされているものと理解しておりますし、全天候型プレイと安心見守りで楽しむ多層景観、失礼しました。多層景観空間という考え方のもと、体験スタジオの上部の中2階の空間を活用して、子供遊戯施設の拡張を図ることや各室をフレキシブルに利用可能な設計とすることで、コストと滞在満足度の両方の実現を図る提案となっており、要求水準書で求めている内容と比べて、後退しているものではないと認識しております。

基本設計と比べ、子供遊戯施設の面積を狭くしていることにつきましては、事業者側にも確認しておりますが、他の施設の事例で大規模なものを作っても、子供が集まらない状況も見て来ているとのご指摘を頂いております。その上で物販、飲食の面積を増やして、収益性を高めるというのが事業者の考えであると理解しております。事業者の意見は最大限尊重しながら、江差町として、子供遊戯施設の具体的な内容につきましては、事業者側とも必要な協議を行って参りたいと考えておりますのでご理解願いたいと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。議長。

「飯田議員」

えー只今、えー答弁頂きました。それにつきまして、再質問を致します。

えー私達も総務産業常任委員会で、秩父別町や色んな自治体のそういう事例を、視察をして参りました。ま、この辺近くでいえば、函館のキラリス、函館駅前にも同様の施設がございます。ま、それぞれ人口規模も違いますけれども、おしなべてやっぱり相当広い空間をとった中で、幼児や小学校低学年のお子さんが自由に伸び伸びと遊べるような施設を皆さん、えー作っておられます。これまでのよう滑り台、ブランコ等といった、遊戯施設とはずいぶん趣が違います。

つまり、それぞれの年代層に合わせまして、発達、それを助長するような施設となっている訳であります。

これはやっぱり、業者の立場からするとですね、この子供遊戯施設は、収益を生まない施設であります。町民、上ノ国町、利用料は無料でありますから、事業者の考えとしては、当然、それよりは物品販売、飲食スペースの面積を増やして収益を上げるというのは、これは事業者の当然の考え方でありますけれども、やはり、やっぱり町長としてはですね、最大限、最初から申し上げているような基本コンセプト、そして町民の子育て世代への思い、要望を答えるべく、やっぱり、それなりの空間を配して、そして、きちんと今まで違うような遊具施設を整えるべきというふうに考えますが、改めて答弁を願いたいと思います。

「まちづくり推進課長」

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

えーと飯田議員からの再質問にお答えさせて頂きます。

えーと、今回の道の駅計画に関しましては、子育て世帯にとって満足の、満足度の高い施設を目指すこととし、子供遊戯施設を、お客様を呼び込むための核となる施設と位置づけて事業を進めて参りました。

えーと、決してあのー、町として、この考え方を転換したわけではないと言う事でございます。

まず、あのー広さの関係でございますけれども、少しイメージを持って頂ければと思います。えーと、この議場に関しましては、おおよそ 230 m^2 ほどございます。大体、今回、えー事業者から提案があった道の駅のこの遊戯施設の広さとほぼ同じスペースというふうにご理解を頂ければと思います。

今回の提案では、1階スペースと及び、えー体験スタジオの上に、中2階のスペースを設けるような提案になってございまして、おおよそ私どものあります側から議場の議員、議員の皆様の1列目の席ぐらいまでが、大体1階分ぐらいのスペースかと思います。で、えーと議員の皆さん2列目以降、傍聴席の方までの部分が大体、中2階のスペースというぐらいの広さのスペースというふうにイメージをして頂ければというふうに思います。あのー、ま、広さの考え方、色々あるかと思いますが、あー私共と致しますと、一定程度の面積については、これからこういうふうに考えてもですね、あるというふうに、えー理解しているところでございます。

確かに、基本計画の段階 600 m^2 ということから比べますと減少しておりますが、あーそれでもですね、十分なある程度の面積は一定程度の分は確保しながらですね、子育て世代に選ばれる施設になるよう、機能、内容を含めてですね、事業者側とは協議をして参りたいというふうに考えております。

それで、事業者につきましては、当然のことながら、利益を追求するのは、それはもう当然のこととございます。遊戯施設は、あの一議員もご指摘の通り、利益を生む施設ではございませんので、ま、そこら辺につきましては、収益性にも配慮した上で、様々なスペースを考えてのご提案になっているものと理解しております。

え一企画提案では、あ一子供遊戯施設につきましては、コストと滞在満足度の両方の実現を図るという提案になってございます。決して面積だけを持ってそれが、その考え方が後退しているものではないというふうに私共としては理解しているところでございますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。それでは、ただいま課長の答弁を頂いて再々質問を致します。

確かに、え一町の要求水準書では面積については、全て適宜という形で表現しています。ま、それはある意味で業者に臨機応変にお任せしますと言う事だらうと思いますけど、面積だけを持って私は言っているわけではございません。

ただ、そのやっぱり当初は江差町の提案とあまりにもかけ離れた規模であります。今まで町長が言ってきたとは、マスコミ等を通じて、大型遊戯施設ということがある程度、子育て世代に浸透しております。全天候型で、今までと違った遊具が設備される、施設されるということで、相当な、そういう子育て世帯の親御さんの期待を持たれている訳です。面積が半分に減った。それだけではありません。だからどっかなんかやっぱり、そういう町の中では、ちょっと残念だなという声があるのも事実でございます。

今後、遊具を選定するにあたり、きちんと業者任せだけではなくて、町と協議をして、やっぱり集客の核となるような、そういうような遊具を私は見た中では、例えばネットを張り巡らして、それに小さい子供さんが自由に上り下りした、そういうような全身を使って活用できるような施設がありました。今までのやっぱり町内にあった遊具施設とは、また別でありますから、それらを是非ですね、これからもう面積要件は変えるわけにはいかないと思いますけれども、そういう遊具選定にあたっては、きちんと協議をする。

それと、ま、もうだいぶ古い話になりますけれども、う一町長の公約であります木質アスレチック施設を開設しますという、そういう公約もありますんで、それらを含めてですね、きちんと業者に伝えて、子供さん、親御さんが喜んで貰えるような施設にすべきというふうに考えますが、答弁をお願いします。

(まちづくり推進課長)

まちづくり推進課長。

(議長)

まちづくり推進課長。

「まちづくり推進課長」

はい、飯田委員からの再質問にご答弁させて頂きます。

えーと、ま、これからですね、えー大型遊具含めて、内容につきましては、あ一事業者の皆様と様々協議を重ねて参りたいというふうに考えております。

えー遊具の内容、機能性含めてですね、えー様々な部分で町側からも意見を出していきたいというふうに考えておりますし、えーそういった視点で子供、子育て世代に満足して頂けるような施設となるよう努めて参りたいと考えておりますので、ご理解を頂ければと思います。

(議長)

飯田議員。

「飯田議員」

はい。えーそれでは3項目に入ります。

えー北海道指定文化財、横山家についてであります。えー横浜家につきましては、これまで再開、存続に向け、議論を重ねて参りました。町内民間団体によりまして、文化財としての保存活用に向け、活動も進められております。江差町としても、貴重な歴史文化遺産、そして観光資源でありますので、ただ傍観するのではなく、前向きに取り組むべきと期待をしているところであります。

1問目であります。この横山家の相続に向けまして、一定の方向が出されるとの情報もあります。恐らく情報は察知しているものと思われますので、文化財保護の観点から教育長の所見をお願いします。

えー2問目であります。えー現状を見ましてもですね、相当老朽化が進んで、一部崩落の危険性もありますので、この町民の安全と言う事を考えて、横山家に対しましては、事故防止対策を強く求めるべきと考えますが、見解をお伺い致します。

(教育長)

教育長。

(議長)

教育長。

「教育長」

飯田議員からの3問目、横山家についてのご質問にお答え致します。

横山家につきましては、平成30年に当主でありました横山敬三氏が逝去されて以降、町では、相続人代表者の譲渡に係る協議を進めてきたところでございます。

令和4年8月の議会全員協議会でご説明しております通り、当町への一括無償譲渡についての合意を得ることが難しいと判断し、相続人との協議を一旦終結している状況にございます。

議員ご指摘の通り、現在、町内の民間団体であります一般社団法人江差歴史文化再生機構が横山家の保存活用に向け、相続人と面会するなど協議を進めていると伺っております。

議員ご質問の1点目、文化財保護の観点からの所見につきましては、横山家は、町の歴史を物語る貴重な文化財資源であり、保存、活用したいとの認識は、これまでと変わるものではございません。

次にご質問の2点目、老朽化に伴う事故防止対策を求めるべきとのことでございますが、これまでも、相続人代表の方に対して、建物の破損等を把握した際には、都度連絡をしている他、北海道文化財保護条例に基づく届け出や所有者の名義変更など必要な手続きについてご案内しているところでありますが、返答がない状況となってございます。

引き続き、北海道とも連携しながら、所有者に対して対応を求めて行きたいと考えているところでございます。

「飯田議員」

はい。終わりです。

(議長)

よろしいですか。はい。

以上で飯田議員の一般質問を終わります。